

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【四半期会計期間】	第94期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	キッコーマン株式会社
【英訳名】	KIKKOMAN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 染谷 光男
【本店の所在の場所】	千葉県野田市野田250番地
【電話番号】	(04)7123-5111
【事務連絡者氏名】	CHO 総務部長 天野 克美
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋二丁目1番1号
【電話番号】	(03)5521-5131
【事務連絡者氏名】	経理部長 神山 隆雄
【縦覧に供する場所】	キッコーマン株式会社東京本社 (東京都港区西新橋二丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第93期 第3四半期連結 累計期間	第94期 第3四半期連結 累計期間	第93期 第3四半期連結 会計期間	第94期 第3四半期連結 会計期間	第93期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	218,139	217,180	74,358	73,571	285,690
経常利益(百万円)	17,109	14,755	6,201	5,688	19,136
四半期(当期)純利益(百万円)	9,054	8,305	3,162	3,765	8,602
純資産額(百万円)	-	-	166,434	162,133	167,086
総資産額(百万円)	-	-	313,315	303,997	311,175
1株当たり純資産額(円)	-	-	797.48	781.25	800.79
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	43.83	40.29	15.31	18.30	41.65
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	52.5	52.7	53.1
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	8,401	13,097	-	-	18,003
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	10,875	9,921	-	-	11,959
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,333	5,375	-	-	8,522
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	21,619	20,896	25,008
従業員数(人)	-	-	5,286	5,291	5,263

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

### 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

### 4【従業員の状況】

#### (1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	5,291 (629)
---------	-------------

(注)従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、常用の嘱託、契約社員、協力社員を含んでおります。)であり、臨時従業員数(パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。)は( )内に当第3四半期連結会計期間の平均人数を外数で記載しております。

#### (2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	419 (45)
---------	----------

(注)従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用の嘱託を含んでおります。)であり、臨時従業員数(パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。)は( )内に当第3四半期会計期間の平均人数を外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績をセグメント毎に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
国内 食料品製造・販売(百万円)	33,517	91.9
国内 その他(百万円)	1,138	127.9
海外 食料品製造・販売(百万円)	8,975	90.0
合計(百万円)	43,632	92.2

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。  
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

当社グループ(当社及び連結子会社)は見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績をセグメント毎に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
国内 食料品製造・販売(百万円)	41,120	101.1
国内 その他(百万円)	2,071	118.0
海外 食料品製造・販売(百万円)	9,595	91.7
海外 食料品卸売(百万円)	20,783	96.8
合計(百万円)	73,571	98.9

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。  
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、新たに決定又は締結した経営上の重要な契約等はありません。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 業績概況

当第3四半期連結会計期間における世界経済は、景気が緩やかな回復を続けておりますが、米国や欧州の失業率が引き続き高水準にあるなど先行きは不透明な状況にあります。日本経済は、足踏み状態にありますが、一部に持ち直しに向けた動きが見られます。

このような状況下における、当社グループの売上は、国内については、しょうゆが前年を下回る一方で、食品が堅調に推移するとともに、飲料が豆乳飲料、デルモンテ飲料ともに好調に推移したことなどによって前年を上回りました。海外については、円高による為替換算の影響を受けましたが、現地通貨ベースでは、北米、欧州、アジア・オセアニア地域のいずれの地域においても増収となりました。

利益面では、国内については、前年同期に棚卸資産の評価方法を変更した影響もあり減益となりました。海外については、円高による為替換算の影響を受けましたが、現地通貨ベースでは、円高での仕入コスト上昇による食料品卸売の減益を、食料品製造・販売の増益が吸収し全体として増益となりました。

この結果、当第3四半期連結会計期間の連結グループの売上高は735億7千1百万円、営業利益は59億5百万円、経常利益は56億8千8百万円、当第3四半期純利益は37億6千5百万円となりました。

##### <セグメントの業績の概況>

各報告セグメントの業績の概況は次の通りであります。

国内における売上の概況は次の通りであります。

##### (国内 食料品製造・販売事業)

当事業は、しょうゆ部門、つゆ・たれ・デルモンテ調味料等の食品部門、豆乳飲料・デルモンテ飲料等の飲料部門、みりん・ワイン等の酒類部門からなり、国内において当該商品の製造・販売を手がけております。各部門の売上の概要は次の通りであります。

##### しょうゆ部門

しょうゆは、家庭用分野では、前期に導入した「特選丸大豆しょうゆ」や「減塩しょうゆ」等の750ml容器や新商品の「しぼりたて生しょうゆ」が順調に浸透し、TVCMや店頭販促活動などにより需要喚起をいたしました。しょうゆ市場縮小の影響を受け前年同期の売上を下回りました。加工・業務用分野でも新規開拓を行いました。この結果、部門全体として前年同期の売上を下回りました。

##### 食品部門

つゆ類は、家庭用分野では、主力商品である「本つゆ」や、新商品「蒸し鍋の素」等の貢献もあり堅調に推移し、加工・業務用分野でも新規商品の採用等があり、つゆ類全体として前年同期の売上を上回りました。たれ類は、家庭用分野では、主力商品である「わが家は焼肉屋さん」が「香味野菜たっぷり塩だれ」の貢献により堅調に推移し前年同期の売上を上回ったものの、加工・業務用分野が厳しい市場環境の中で苦戦し、たれ類全体として前年同期並みの売上となりました。「うちのごはん」は、積極的な商品開発・店頭販促活動により着実に支持層を広げ、前年同期の売上を上回りました。デルモンテ調味料は、「洋ごはん つくる」シリーズの貢献があったものの、主力の家庭用トマトケチャップ、トマト缶詰等が苦戦し前年同期の売上を下回りました。

この結果、部門全体として前年同期の売上を上回りました。

##### 飲料部門

豆乳飲料は、調製豆乳が引き続き好調に推移したことに加え、豆乳飲料「プリン」や「おいしい無調整豆乳」リニューアルの貢献もあり、前年同期の売上を上回りました。デルモンテ飲料は、市場が回復基調にあるトマトジュース・野菜ジュースとともに堅調に推移したことに加え、積極的な店頭販促活動や新商品「フルーティトマト」の貢献もあり、デルモンテ飲料全体として前年同期の売上を大きく上回りました。

この結果、部門全体として前年同期の売上を上回りました。

##### 酒類部門

本みりんは、家庭用分野では、主力商品の「マンジョウ芳醇本みりん」をはじめとする1L容器が堅調に推移し、業務用分野が前年同期並みの売上を確保したことにより、本みりん全体として前年同期の売上を上回りました。国産ワインは、「醸造家のハウスワイン」等の「新生マンズワイン」商品群や調理用ワインは順調に推移したものの、カジュアルワインの一部販売終了もあり前年同期の売上を下回りました。輸入ワインは、前年同期の売上を下回りました。

この結果、部門全体として前年同期の売上を下回りました。

以上の結果、国内 食料品製造・販売事業の売上高は413億7千5百万円、営業利益は24億8千3百万円となりました。

(国内 その他事業)

当事業は、臨床診断薬・衛生検査薬・加工用酵素、ヒアルロン酸等の化成品等の製造・販売、不動産賃貸、運送事業及びグループ会社内の間接業務の提供等を行っております。

臨床診断薬、衛生検査薬、加工用酵素ともに好調に推移し、前年同期の売上を大きく上回りました。ヒアルロン酸は、医薬品・化粧品用途で苦戦いたしましたが、国内向け食品用途の需要が増加した結果順調に推移し、化成品等全体として前年同期の売上を上回りました。また、運送事業は、売上が順調に推移いたしました。

この結果、国内 その他事業の売上高は5 1億6千5百万円、営業利益は4億8百万円となりました。

海外における売上の概要は次の通りであります。

(海外 食料品製造・販売事業)

当事業は、しょうゆ部門、デルモンテ部門、海外における健康食品等のその他食料品部門からなり、海外向けの輸出販売及び海外において当該商品の製造・販売を手がけております。各部門の売上の概要は次の通りであります。

しょうゆ部門

北米市場においては、家庭用分野では、主力商品であるしょうゆに加え、しょうゆをベースとした調味料を拡充するなど、当社のブランド力を生かした事業展開を行ってまいりました。また、加工・業務用分野では、顧客のニーズに合わせたきめ細かい対応を行ってまいりました。その結果、引き続き景気低迷の影響が残っているものの、加工・業務用分野において順調に推移し、現地通貨ベースでは前年同期の売上を上回りました。欧州市場においては、一部の市場で景気低迷の影響がありましたが、イギリス、ドイツ、フランス等主要国の需要が堅調だったため、現地通貨ベースでは前年同期の売上を上回りました。アジア・オセアニア市場においても、加工・業務用分野が売上を伸ばし、現地通貨ベースで前年同期の売上を上回りました。

この結果、部門全体として為替換算の影響により、前年同期の売上を下回ったものの、現地通貨ベースでは前年同期の売上を上回りました。

デルモンテ部門

当部門は、アジア・オセアニア地域で、フルーツ缶詰・コーン缶詰、トマトケチャップ等を製造・販売しております。

当期は、主要市場である韓国、香港が振るわず、部門全体として前年同期を下回りました。

その他食料品部門

当部門は、主に北米地域において、健康食品を製造・販売しております。

当期は、米国の食品医薬品局が義務付けた製造管理及び品質管理の基準への対応を完了し積極的に販売しましたが、景気低迷の影響を受け、苦戦いたしました。

この結果、部門全体として前年同期の売上を下回りました。

以上の結果、海外 食料品製造・販売事業の売上高は1 10億2千5百万円、営業利益は1 8億4千4百万円となりました。

(海外 食料品卸売事業)

当事業は、国内外において、東洋食品等を仕入れ、販売しております。

円高により日本商品の輸入コスト上昇という厳しい状況が続いておりますが、北米市場においては順調に推移し、現地通貨ベースでは前年同期の売上を上回りました。欧州市場においては、日本食ブームが引き続き拡大し、現地通貨ベースでは順調な伸びを示しております。アジア・オセアニア市場は、好調に推移し、前年同期の売上を上回りました。

この結果、海外 食料品卸売事業の売上高は2 0 8億4千5百万円、営業利益は9億5千4百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、2 0 8億9千6百万円となりました。これは、第2四半期連結会計期間末に比べ現金及び現金同等物が3 8億6千4百万円減少したことによるものであります。当第3四半期連結会計期間における活動ごとのキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、9億2千9百万円の収入となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益を計上し、減価償却費を調整した結果、売上債権の増加、法人税等の支払があったものの収入となったものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、4 1億5千8百万円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、1億6千2百万円の支出となりました。これは主に、短期借入れによる収入があったものの、長期借入金の返済による支出、自己株式の取得による支出があったことによるものであります。



### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、当社定款第13条の定めに基づき、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、又は結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（以下、かかる行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を実施する者及び実施しようとする者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）として、下記 の要領で新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつきまして、ご承認をいただいております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、17世紀以来積み上げてきた伝統と、時代を洞察する革新性を経営風土とし、会社創立以来90年余りに亘って、独自のビジネスモデルの構築及び企業価値の向上に努めてまいりました。当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の食文化の中心的役割を果たしてきたしょうゆを国内及び海外に展開することを核とするものであり、各国固有の食文化や地域特性への理解及び高い品質と安全性を確保するための各種技術・ノウハウ等を継承し、発展させることで獲得してきたものであり、これを十分に理解することなく当社及び当社グループの企業価値を向上させることは困難であると思料されます。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が行われ、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。当社取締役会は、そのための合理的な仕組みとして、後述する大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）が必要であると考えており、かかる大規模買付ルールについては、平成22年6月24日開催の第99回定時株主総会においてご承認をいただいております。

基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社グループでは、2020年（平成32年）を目標にした将来ビジョン「グローバルビジョン2020」を策定し、しょうゆを中心としたグローバルな事業展開を進展させるとともに、食を通じて人々の健康的な生活を支援し、さらに、社会の公器としての責任を果たすことによって、地球社会にとって存在意義のある企業になることをめざしております。また、将来ビジョンに向けた実行計画として、新中期経営計画（平成22年度から平成24年度）をスタートさせました。

不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

#### 1) 本方針導入の目的と基本的な枠組み

当社取締役会は、大規模買付行為が、以下において記載する大規模買付ルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合や、大規模買付ルールを順守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会により最終的に判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当て（下記 3）「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の実施（以下、「対抗措置」といいます。）を決議することができるものとします。

#### 2) 大規模買付ルールの内容

##### (a) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、当該大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、買付け等の内容の検討に必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）及び大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を記載した書面を当社の定める書式により提出していただきます。

##### (b) 特別委員会による大規模買付情報の検討・評価等

特別委員会が、大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報をすべて受領したと認めるときは、速やかにその旨を公表いたします。

特別委員会は、当該公表日を開始日とし、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等のすべての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を「特別委員会評価期間」（合理的に必要な範囲（但し、原則として30日間を上限とします。）で延長することができます。）として、検討、評価及び意見形成を行うものいたします。

特別委員会は、特別委員会評価期間を延長する場合には、延長するに至った理由、延長期間その他特別委員会が適切と認める事項について、当該延長の決定後速やかに、情報開示を行ないます（なお合理的に必要な範囲（但し、原則として30日間を上限とします。）において更なる期間の延長を行う場合も同様とします。）。

大規模買付行為は、特別委員会評価期間が終了し、当社取締役会が対抗措置に関する決定を行った後に開始されるべきものとします。

## 3) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

## (a) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合、特別委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動するよう当社取締役会に勧告することがあります。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動について速やかに最終的な決議を行い、その理由も含め公表いたします。

本方針に基づく対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行う場合には、大規模買付者及びそのグループ（以下、「大規模買付者等」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点のすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てます。

## (b) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるときには、特別委員会は、対抗措置を発動するよう当社取締役会に勧告することがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

なお、大規模買付ルールが順守されている場合における対抗措置発動の勧告は、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと明らかに認定されるときに限って行われるものであり、当該大規模買付行為が以下のいずれかに形式的に該当すると認められることのみを理由として行われることはないものとします。

- ( ) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買付けを行っている判断される場合（いわゆる、グリーンメーラー）
- ( ) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付けを行っている判断される場合
- ( ) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買付けを行っている判断される場合
- ( ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付けを行っている判断される場合
- ( ) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収等、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ( ) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ( ) 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、従業員、取引先、消費者、地域社会その他の利害関係者との関係又は当社ブランド価値を破壊し、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- ( ) 大規模買付者がいわゆる反社会的勢力と認められるなど、公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

当該取り組みが基本方針に沿うものであり、かつ株主共同の利益を損なうものではないこと、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと（本方針の合理性）

本方針は、以下の通り、高度な合理性を有しております。

## 1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、さらに、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された買収防衛策の在り方にも沿っています。

## 2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間等を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

3) 会社法上の適法性を具備し、株主の合理的意思に依拠したものであること

本方針の定める対抗措置は、新株予約権無償割当てに関する事項について、株主総会の決議または株主総会から委任された当社取締役会の決議により決定することができる旨の当社定款第13条の規定に基づいており、会社法上の適法な根拠を有しております。また、本方針は、平成22年6月24日開催の第99回定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得ております。なお、本方針の有効期間は同株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、有効期間満了前であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されません。

4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、対抗措置発動等の運用に際して、特別委員会を設置しました。

特別委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任されるものとしております。現在、3名の特別委員会の委員を選任しております。いずれの委員も、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。

5) 合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6) 当社取締役の任期

当社は、取締役の任期を1年としております。従いまして、当社は、毎年の定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本方針に関する株主の皆様意思を確認する手続きを経ることとなっております。

7) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、従いまして、本方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としております。そのため、本方針は、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

なお、本方針の全文はインターネット上の当社のウェブサイト

(<http://www.kikkoman.co.jp/ir/library/disclosure/pdf/20100426.pdf>)

に掲載しております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、9億3千3百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設について、重要な変更はありません。

また、新たに確定した重要な設備の拡充等の計画は、次の通りです。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定総額		資金調 達方法	着手及び完了予定 年月		完成後 の増加 能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)フードケ ミファ 岐阜工場	岐阜県 瑞穂市	国内 食料品 製造・販売	豆乳製造 設備	1,580	7	自己 資金	平成22年 10月	平成23年 5月	10% 増加

(注) 金額には消費税等を含めておりません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	210,383,202	210,383,202	株東京証券取引所 市場第一部 株大阪証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式 単元株式数1,000株
計	210,383,202	210,383,202	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法に基づく新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

平成17年6月27日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	239 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	239,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,192 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成20年1月1日 至平成22年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,192 資本組入額 596
新株予約権の行使の条件	対象者は、当社の取締役、執行役員、上席参与、参与及び従業員であって当社の取締役会が定めた者といたします。 対象者の相続人は、新株予約権を継承せず、これを行使できないものといたします。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものといたします。
新株予約権の譲渡に関する事項	(1)新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものといたします。 (2)前号以外の新株予約権の譲渡その他の処分に関する制限は、当社と個別の新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において規定するものといたします。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき普通株式1,000株であります。

但し、当社が下記(注)2に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものといたします。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものといたします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものといたします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

当社が他社と合併、会社分割を行い新株予約権が承継される場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものといたします。

さらに、当社が他社と合併、会社分割を行い新株予約権が承継される場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものといたします。

会社法に基づく新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

平成19年6月26日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	298 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	298,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,654 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成21年12月1日 至平成24年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,654 資本組入額 827
新株予約権の行使の条件	対象者は、当社の取締役、執行役員、上席参与、参与及び従業員であって当社の取締役会が定めた者といたします。 対象者の相続人は、新株予約権を継承せず、これを行使できないものといたします。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものといたします。
新株予約権の譲渡に関する事項	(1)新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものといたします。 (2)前号以外の新株予約権の譲渡その他の処分に関する制限は、当社と個別の新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において規定するものといたします。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき普通株式1,000株であります。

但し、当社が下記(注)2に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものといたします。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものといたします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものといたします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

当社が他社と合併、会社分割を行い新株予約権が承継される場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。



3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものといたします。

さらに、当社が他社と合併、会社分割を行い新株予約権が承継される場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものといたします。

平成20年6月24日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	353 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	353,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,224 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成22年12月1日 至平成25年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,224 資本組入額 612
新株予約権の行使の条件	対象者は、当社の取締役、執行役員、上席参与、参与及び従業員であって当社の取締役会が定めた者といたします。 対象者の相続人は、新株予約権を継承せず、これを行ってできないものといたします。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものといたします。
新株予約権の譲渡に関する事項	(1)新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものといたします。 (2)前号以外の新株予約権の譲渡その他の処分に関する制限は、当社と個別の新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において規定するものといたします。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき普通株式1,000株であります。

但し、当社が下記(注)2に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものといたします。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものといたします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものといたします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

当社が他社と合併、会社分割を行い新株予約権が承継される場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものといたします。

さらに、当社が他社と合併、会社分割を行い新株予約権が承継される場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものといたします。

平成21年6月23日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	314 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	314,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,177 (注)3
新株予約権の行使期間	自平成23年10月1日 至平成26年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,177 資本組入額 589
新株予約権の行使の条件	対象者は、当社の取締役、執行役員、上席参与、参与及び従業員であって当社の取締役会が定めた者といたします。 対象者の相続人は、新株予約権を継承せず、これを行ってできないものといたします。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものといたします。
新株予約権の譲渡に関する事項	(1)新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものといたします。 (2)前号以外の新株予約権の譲渡その他の処分に関する制限は、当社と個別の新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において規定するものといたします。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき普通株式1,000株であります。

但し、当社が下記(注)2に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものといたします。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものといたします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものといたします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

当社が他社と合併、会社分割を行い新株予約権が承継される場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものといたします。

さらに、当社が他社と合併、会社分割を行い新株予約権が承継される場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものといたします。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	210,383,202	-	11,599	-	21,192

( 6 ) 【大株主の状況】  
大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ  
ん。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,809,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 201,159,000	201,159	同上
単元未満株式	普通株式 4,415,202	-	同上
発行済株式総数	210,383,202	-	-
総株主の議決権	-	201,159	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権の数3個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
キッコーマン株式会社	千葉県野田市野田250番地	3,631,000	-	3,631,000	1.73
相互保有株式 理研ビタミン株式会社	東京都千代田区三崎町2丁目9番18号	958,000	-	958,000	0.46
相互保有株式 ヒゲタ醤油株式会社	東京都中央区日本橋小網町2番3号	210,000	-	210,000	0.10
相互保有株式 野田開発興業株式会社	千葉県野田市宮崎101番地8	10,000	-	10,000	0.00
計	-	4,809,000	-	4,809,000	2.29

(注)平成22年11月24日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、平成22年11月25日付で、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により1,200,000株を取得しております。

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,137	1,028	992	961	945	960	958	927	947
最低(円)	1,020	921	905	906	850	852	864	836	894

(注) 株価は(株)東京証券取引所第一部の市場取引によるものであります。

## 3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。



## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	22,034	26,667
受取手形及び売掛金	1 46,065	41,596
有価証券	131	131
商品及び製品	18,442	19,777
仕掛品	8,462	9,267
原材料及び貯蔵品	3,291	3,187
繰延税金資産	4,431	4,266
その他	9,570	10,387
貸倒引当金	314	689
流動資産合計	112,115	114,590
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	41,049	39,209
機械装置及び運搬具(純額)	33,919	32,288
土地	15,768	16,059
リース資産(純額)	298	242
建設仮勘定	1,913	7,695
その他(純額)	2,333	2,459
有形固定資産合計	2 95,282	2 97,955
無形固定資産		
のれん	26,130	27,414
その他	2,401	2,255
無形固定資産合計	28,532	29,669
投資その他の資産		
投資有価証券	53,593	54,542
長期貸付金	2,463	2,891
繰延税金資産	3,899	3,028
その他	11,502	11,243
貸倒引当金	3,392	2,746
投資その他の資産合計	68,066	68,959
固定資産合計	191,881	196,584
資産合計	303,997	311,175

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,143	14,507
短期借入金	11,055	9,962
リース債務	96	148
未払金	11,700	12,710
未払法人税等	2,346	2,316
賞与引当金	702	2,190
役員賞与引当金	57	77
その他	5,163	3,943
流動負債合計	46,267	45,858
固定負債		
社債	60,000	60,000
長期借入金	19,534	21,950
リース債務	130	143
繰延税金負債	3,426	3,399
退職給付引当金	3,531	4,017
役員退職慰労引当金	1,084	1,142
環境対策引当金	329	319
投資損失引当金	320	-
その他	7,238	7,257
固定負債合計	95,596	98,230
負債合計	141,863	144,089
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,599	11,599
資本剰余金	21,211	21,212
利益剰余金	156,765	151,579
自己株式	5,199	4,066
株主資本合計	184,376	180,324
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	506	536
繰延ヘッジ損益	30	27
為替換算調整勘定	22,807	14,816
在外子会社の年金会計に係る未積立債務	765	793
評価・換算差額等合計	24,110	15,046
新株予約権	179	185
少数株主持分	1,687	1,623
純資産合計	162,133	167,086
負債純資産合計	303,997	311,175

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	218,139	217,180
売上原価	125,700	127,333
売上総利益	92,438	89,847
販売費及び一般管理費	1 73,757	1 73,650
営業利益	18,681	16,196
営業外収益		
受取利息	99	145
受取配当金	430	510
持分法による投資利益	437	469
受取賃貸料	476	432
為替差益	-	1,024
その他	863	806
営業外収益合計	2,307	3,390
営業外費用		
支払利息	1,168	1,101
その他	2,710	3,729
営業外費用合計	3,878	4,830
経常利益	17,109	14,755
特別利益		
有形固定資産売却益	37	609
投資有価証券売却益	2	166
投資有価証券清算分配金	4	-
退職給付引当金取崩益	106	-
その他	-	30
特別利益合計	150	807
特別損失		
固定資産減損損失	869	-
固定資産除却損	526	474
投資有価証券評価損	424	227
ゴルフ会員権評価損	43	11
投資損失引当金繰入額	-	320
退職特別加算金	-	377
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	128
上海万博出展費用	-	432
関係会社社名変更費用	63	-
持株会社制移行費用	445	-
その他	-	192
特別損失合計	2,373	2,163
税金等調整前四半期純利益	14,887	13,399
法人税等	2 5,761	2 5,015
少数株主損益調整前四半期純利益	-	8,383
少数株主利益	72	78
四半期純利益	9,054	8,305

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	74,358	73,571
売上原価	42,822	43,153
売上総利益	31,535	30,417
販売費及び一般管理費	1 24,976	1 24,512
営業利益	6,559	5,905
営業外収益		
受取利息	30	39
受取配当金	151	187
持分法による投資利益	223	273
受取賃貸料	161	144
為替差益	-	223
その他	218	137
営業外収益合計	785	1,005
営業外費用		
支払利息	376	367
その他	766	855
営業外費用合計	1,143	1,223
経常利益	6,201	5,688
特別利益		
有形固定資産売却益	-	10
投資有価証券売却益	2	72
投資有価証券評価損戻入益	452	211
退職給付引当金取崩益	106	-
特別利益合計	560	294
特別損失		
固定資産減損損失	869	-
固定資産除却損	143	159
投資有価証券評価損	424	2
ゴルフ会員権評価損	13	1
上海万博出展費用	-	117
持株会社制移行費用	221	-
特別損失合計	1,672	281
税金等調整前四半期純利益	5,089	5,701
法人税等	2 1,904	2 1,899
少数株主損益調整前四半期純利益	-	3,801
少数株主利益	23	36
四半期純利益	3,162	3,765

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	14,887	13,399
減価償却費	9,045	8,920
固定資産減損損失	869	-
退職給付引当金の増減額(は減少)	316	549
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	204	58
受取利息及び受取配当金	530	667
支払利息	1,168	1,101
持分法による投資損益(は益)	437	469
有形固定資産売却損益(は益)	78	617
投資有価証券売却損益(は益)	2	166
有形固定資産除却損	697	566
投資有価証券評価損益(は益)	424	227
売上債権の増減額(は増加)	7,542	7,007
たな卸資産の増減額(は増加)	2,919	161
仕入債務の増減額(は減少)	1,870	1,834
その他	522	1,164
小計	18,086	17,838
利息及び配当金の受取額	839	1,002
利息の支払額	1,304	1,221
法人税等の支払額	9,221	4,522
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,401	13,097
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	10,517	9,501
有形固定資産の売却による収入	103	660
無形固定資産の取得による支出	605	641
投資有価証券の取得による支出	1,498	1,306
投資有価証券の売却による収入	62	202
貸付けによる支出	804	161
貸付金の回収による収入	2,522	403
その他	138	423
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,875	9,921
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	2,395	1,211
長期借入金の返済による支出	2,287	2,209
自己株式の取得による支出	225	1,142
配当金の支払額	3,105	3,101
少数株主への配当金の支払額	8	9
その他	102	125
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,333	5,375
現金及び現金同等物に係る換算差額	356	1,947
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	6,164	4,147
現金及び現金同等物の期首残高	27,783	25,008
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	35
現金及び現金同等物の四半期末残高	21,619	20,896

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更                      上海亀甲万貿易有限公司、COUNTRY LIFE SINGAPORE PTE.LTD. は第2四半期連結会計期間において清算したため連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社数                      41社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	該当事項はありません。
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準及び適用指針の適用                      第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。                      これにより、当第3四半期連結累計期間の税金等調整前四半期純利益は128百万円減少しております。</p> <p>(2) 持分法に関する会計基準及び持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用                      第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。                      これによる当第3四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書) (1) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 (2) 前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することにしました。なお、前第3四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「為替差益」は140百万円であります。

当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書) (1) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 (2) 前第3四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することにしました。なお、前第3四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「為替差益」は31百万円であります。



## 【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等の著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p> <p>ただし、前連結会計年度末以降に経営環境等、又は、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合には、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。</p>

## 【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
税金費用の計算	<p>税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																												
<p>1 第3四半期連結会計期間末日満期手形                      第3四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当第3四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日であったため、次の第3四半期連結会計期間末日満期手形が第3四半期連結会計期間末残高に含まれております。</p> <p style="padding-left: 40px;">受取手形 63百万円                      支払手形 2百万円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は181,035百万円です。</p> <p>3 保証債務                      連結会社以外の会社及び従業員の金融機関からの借入金等に対する保証(実行額)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(株)イチマル水産</td> <td style="text-align: right;">631百万円</td> </tr> <tr> <td>ヤグチ物流(株)</td> <td style="text-align: right;">128</td> </tr> <tr> <td>関東サービス(株)</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td>YAMAKAWA TRADING CO (PTE)LTD</td> <td style="text-align: right;">453</td> </tr> <tr> <td>YAMAKAWA (M) SDN BHD</td> <td style="text-align: right;">131</td> </tr> <tr> <td>YAMAKAWA SUPER PTE LTD</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,374</td> </tr> </table>	(株)イチマル水産	631百万円	ヤグチ物流(株)	128	関東サービス(株)	3	YAMAKAWA TRADING CO (PTE)LTD	453	YAMAKAWA (M) SDN BHD	131	YAMAKAWA SUPER PTE LTD	22	従業員	2	計	1,374	<p>1</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は179,147百万円です。</p> <p>3 保証債務                      連結会社以外の会社及び従業員の金融機関からの借入金等に対する保証(実行額)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">JFC NEW ZEALAND LIMITED</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)イチマル水産</td> <td style="text-align: right;">636</td> </tr> <tr> <td>ヤグチ物流(株)</td> <td style="text-align: right;">188</td> </tr> <tr> <td>上海申万醸造有限公司</td> <td style="text-align: right;">378</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,209</td> </tr> </table>	JFC NEW ZEALAND LIMITED	3百万円	(株)イチマル水産	636	ヤグチ物流(株)	188	上海申万醸造有限公司	378	従業員	2	計	1,209
(株)イチマル水産	631百万円																												
ヤグチ物流(株)	128																												
関東サービス(株)	3																												
YAMAKAWA TRADING CO (PTE)LTD	453																												
YAMAKAWA (M) SDN BHD	131																												
YAMAKAWA SUPER PTE LTD	22																												
従業員	2																												
計	1,374																												
JFC NEW ZEALAND LIMITED	3百万円																												
(株)イチマル水産	636																												
ヤグチ物流(株)	188																												
上海申万醸造有限公司	378																												
従業員	2																												
計	1,209																												

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)																								
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">販売手数料</td> <td style="text-align: right;">19,615百万円</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">17,321</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">385</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">56</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">1,313</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">33</td> </tr> </table> <p>2 法人税等調整額は法人税等を含めて表示していません。</p>	販売手数料	19,615百万円	人件費	17,321	賞与引当金繰入額	385	役員賞与引当金繰入額	56	退職給付費用	1,313	役員退職慰労引当金繰入額	33	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">販売手数料</td> <td style="text-align: right;">20,021百万円</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">16,814</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">341</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">57</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">1,108</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">35</td> </tr> </table> <p>2 法人税等調整額は法人税等を含めて表示していません。</p>	販売手数料	20,021百万円	人件費	16,814	賞与引当金繰入額	341	役員賞与引当金繰入額	57	退職給付費用	1,108	役員退職慰労引当金繰入額	35
販売手数料	19,615百万円																								
人件費	17,321																								
賞与引当金繰入額	385																								
役員賞与引当金繰入額	56																								
退職給付費用	1,313																								
役員退職慰労引当金繰入額	33																								
販売手数料	20,021百万円																								
人件費	16,814																								
賞与引当金繰入額	341																								
役員賞与引当金繰入額	57																								
退職給付費用	1,108																								
役員退職慰労引当金繰入額	35																								

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)																								
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">販売手数料</td> <td style="text-align: right;">6,622百万円</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">6,794</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,140</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">17</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">424</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> </table> <p>2 法人税等調整額は法人税等を含めて表示していません。</p>	販売手数料	6,622百万円	人件費	6,794	賞与引当金繰入額	1,140	役員賞与引当金繰入額	17	退職給付費用	424	役員退職慰労引当金繰入額	10	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">販売手数料</td> <td style="text-align: right;">6,891百万円</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">6,837</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,204</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">16</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">337</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> </table> <p>2 法人税等調整額は法人税等を含めて表示していません。</p>	販売手数料	6,891百万円	人件費	6,837	賞与引当金繰入額	1,204	役員賞与引当金繰入額	16	退職給付費用	337	役員退職慰労引当金繰入額	9
販売手数料	6,622百万円																								
人件費	6,794																								
賞与引当金繰入額	1,140																								
役員賞与引当金繰入額	17																								
退職給付費用	424																								
役員退職慰労引当金繰入額	10																								
販売手数料	6,891百万円																								
人件費	6,837																								
賞与引当金繰入額	1,204																								
役員賞与引当金繰入額	16																								
退職給付費用	337																								
役員退職慰労引当金繰入額	9																								

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 22,831	現金及び預金勘定 22,034
有価証券勘定 130	有価証券勘定 131
計 22,962	計 22,166
預入期間が3ヵ月を超える定期預 金 1,343	預入期間が3ヵ月を超える定期預 金 1,269
現金及び現金同等物 21,619	現金及び現金同等物 20,896

## (株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

- 発行済株式の種類及び総数  
普通株数 210,383千株
- 自己株式の種類及び株式数  
普通株数 5,242千株
- 新株予約権等に関する事項  
ストック・オプションとしての新株予約権  
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 179百万円
- 配当に関する事項  
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,101	15	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

	国内 食料品製造 ・販売 (百万円)	国内 その他 (百万円)	海外 食料品製造 ・販売 (百万円)	海外 食料品卸売 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	40,676	1,755	10,464	21,461	74,358	-	74,358
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	277	3,017	1,476	68	4,839	(4,839)	-
計	40,954	4,772	11,941	21,530	79,197	(4,839)	74,358
営業利益	3,146	162	1,686	1,172	6,167	392	6,559

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

	国内 食料品製造 ・販売 (百万円)	国内 その他 (百万円)	海外 食料品製造 ・販売 (百万円)	海外 食料品卸売 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	117,864	5,314	31,793	63,166	218,139	-	218,139
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	296	6,701	4,630	223	11,851	(11,851)	-
計	118,160	12,015	36,424	63,390	229,991	(11,851)	218,139
営業利益	7,894	638	6,595	3,245	18,374	306	18,681

(注) 1. 事業区分の方法

「日本標準産業分類」を参考に当社の管理上の区分を勘案して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品等の名称

前第3四半期連結会計期間及び前第3四半期連結累計期間

事業区分	主要製品・商品名及び事業内容
国内 食料品製造・販売	国内におけるしょうゆ、つゆ・たれ等しょうゆ関連調味料、デルモンテトマト加工品・野菜果実飲料・缶詰、みりん、ワイン、豆乳飲料、業務用食材、健康食品
国内 その他	医薬品、化成品、不動産賃貸、物流、間接業務の提供
海外 食料品製造・販売	海外におけるしょうゆ、デルモンテトマト加工品・缶詰、豆乳飲料、健康食品
海外 食料品卸売	東洋食品等

3. 会計処理の方法の変更

前第3四半期連結累計期間

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3. 会計処理基準に関する事項の変更に記載のとおり、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成20年9月26日)が平成22年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い第1四半期連結会計期間から当会計基準を適用し、当社及び一部の連結子会社の棚卸資産(しょうゆの原材料(包装材料を除く)・仕掛品・製品)の評価方法を後入先出法から総平均法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益は、国内食料品製造・販売事業で3,205百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	43,474	24,021	6,861	74,358	-	74,358
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4,185	339	165	4,691	(4,691)	-
計	47,660	24,361	7,027	79,049	(4,691)	74,358
営業利益	3,975	1,537	552	6,066	493	6,559

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	126,827	71,966	19,346	218,139	-	218,139
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	11,458	1,167	526	13,153	(13,153)	-
計	138,286	73,133	19,873	231,292	(13,153)	218,139
営業利益	9,748	6,451	2,065	18,265	415	18,681

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米 ……米国

(2) その他の地域 ……ヨーロッパ諸国、アジア・オセアニア諸国

3. 会計処理の方法の変更

前第3四半期連結累計期間

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3. 会計処理基準に関する事項の変更に記載のとおり、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成20年9月26日)が平成22年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い第1四半期連結会計期間から当会計基準を適用し、当社及び一部の連結子会社の棚卸資産(しょうゆの原材料(包装材料を除く)・仕掛品・製品)の評価方法を後入先出法から総平均法に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益は、日本で3,205百万円増加しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	北米	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	23,361	8,406	31,768
連結売上高（百万円）	-	-	74,358
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	31.4	11.3	42.7

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	北米	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	70,956	23,544	94,500
連結売上高（百万円）	-	-	218,139
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	32.5	10.8	43.3

（注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2．各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米・・・米国

(2) その他の地域・・・ヨーロッパ諸国、アジア・オセアニア諸国

3．海外売上高は当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行なう対象となっているものであります。

当社は、持株会社として主に、グループ戦略の立案、事業会社の統括管理を行なっており、その下で、国内は事業会社を食料品の製造及び販売を主とする事業とそれ以外に区分し、海外は持株会社の海外管理部門が事業会社を食料品製造・販売事業と東洋食品の卸売を行なう事業に区分し管理しております。

したがって、当社グループは、国内、海外の地域と事業の種類が複合された報告セグメントから構成されており、「国内 食料品製造・販売事業」、「国内 その他事業」、「海外 食料品製造・販売事業」及び「海外 食料品卸売事業」の4つを報告セグメントとしております。

「国内 食料品製造・販売事業」は、国内においてしょうゆ、食品、飲料、酒類の製造・販売を行なっております。「国内 その他事業」は、医薬品、化成品等の製造・販売、不動産賃貸、運送事業及び間接業務の提供等を行なっております。「海外 食料品製造・販売事業」は、海外においてしょうゆ、デルモンテ製品、健康食品等の製造・販売を行い、また、海外向けの輸出販売を行なっております。「海外 食料品卸売事業」は、国内外において、東洋食品等を仕入れ、販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

（単位 百万円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	国内 食料品製 造・販売	国内 その他	海外 食料品製 造・販売	海外 食料品 卸売	計		
売上高							
外部顧客に対する売上高	117,402	6,294	30,589	62,893	217,180	-	217,180
セグメント間の内部売上高 又は振替高	788	8,800	4,345	225	14,161	(14,161)	-
計	118,191	15,095	34,935	63,119	231,341	(14,161)	217,180
セグメント利益	5,984	1,074	6,000	2,945	16,004	191	16,196

(注) 1. セグメント利益の調整額191百万円は、主に全社費用配賦差額であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（単位 百万円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	国内 食料品製 造・販売	国内 その他	海外 食料品製 造・販売	海外 食料品 卸売	計		
売上高							
外部顧客に対する売上高	41,120	2,071	9,595	20,783	73,571	-	73,571
セグメント間の内部売上高 又は振替高	255	3,094	1,429	61	4,840	(4,840)	-
計	41,375	5,165	11,025	20,845	78,412	(4,840)	73,571
セグメント利益	2,483	408	1,844	954	5,691	213	5,905

(注) 1. セグメント利益の調整額213百万円は、主に全社費用配賦差額であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

前連結会計年度末日に比べて著しい変動がないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

前連結会計年度末日に比べて著しい変動がないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

前連結会計年度末日に比べて著しい変動がないため、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

前連結会計年度末日に比べて著しい変動がないため、記載しておりません。

(賃貸等不動産関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

前連結会計年度末日に比べて著しい変動がないため、記載しておりません。



(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	781.25円	1株当たり純資産額	800.79円

2. 1株当たり四半期純利益等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	43.83円	1株当たり四半期純利益	40.29円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(百万円)	9,054	8,305
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	9,054	8,305
期中平均株式数(千株)	206,588	206,136

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	15.31円	1株当たり四半期純利益	18.30円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(百万円)	3,162	3,765
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	3,162	3,765
期中平均株式数(千株)	206,533	205,763

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

著しい変動がないため記載を省略しております。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月12日

キックマン株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 高志 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 須藤 修司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮沢 琢 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキックマン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、キックマン株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

1. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社及び一部の連結子会社は第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成20年9月26日改正）を早期適用している。
2. 「セグメント情報」に記載されているとおり、事業の種類別セグメント情報における事業区分を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

キッコーマン株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 高志 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 須藤 修司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮沢 琢 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキッコーマン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、キッコーマン株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。